

令和6年11月27日
警察本部警務課

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正（案）について

1 道路交通法施行令関係

(1) 手数料の額の改定

道路交通法施行令で定めた道路交通法関係の手数料の標準額の定期的な見直し及びオンライン講習の導入や昨今の物価変動等を踏まえ、令和6年度に道路交通法施行令の手数料改定が行われたことから条例に反映

○ 対象手数料

運転免許試験手数料（大型自動車）

現行 1,550 円 → 改定後 1,650 円 等

(2) 手数料の新設

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、一体化に関する関連事務の手数料について新設

○ 対象手数料

特定免許情報記録手数料 1,550 円 等

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料の一部削除

自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止することを内容とする自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が公布されたことにより、条例で定める保管場所標章の交付に関する手数料について削除する必要があるため条例に反映

○ 対象手数料

保管場所標章交付手数料 500 円 → 廃止

保管場所標章再交付手数料 500 円 → 廃止

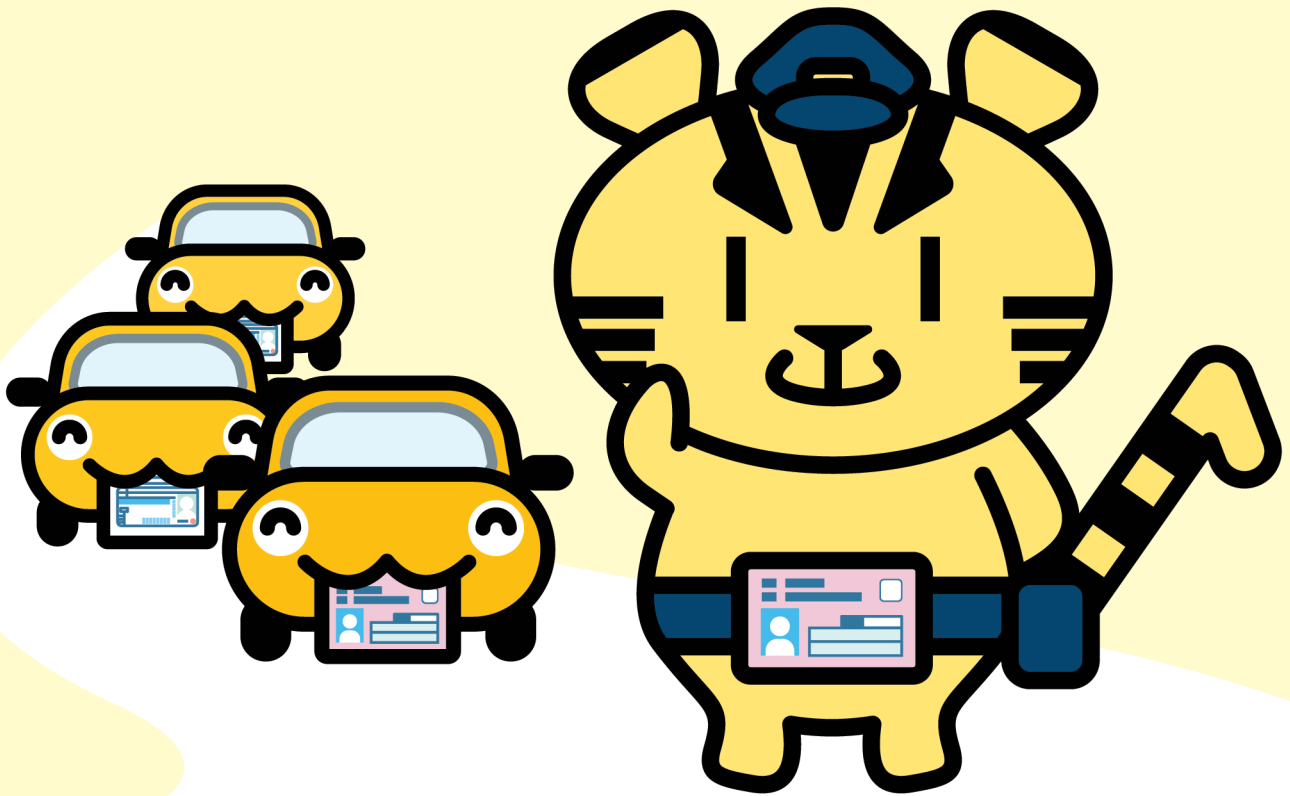
3 施行日

道路交通法関係については令和7年3月24日予定

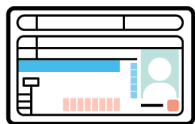
自動車の保管場所の確保等に関する法律関係については令和7年4月1日予定

令和7年
3/24
運用開始!

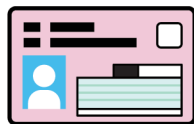
マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

? 一体化のための手続きは?



運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

? 免許情報の確認はどうするの?



専用アプリで確認します。

券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1

住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2

オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3

住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経由地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4

更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

手数料改正の影響について

制度の変更点

- 運転免許証とマイナンバーカードの一体化
※免許証のみ、マイナ免許証のみ、両方の免許証保有の3タイプから選択可能
- 運転免許更新時講習のオンライン化
※運転免許証とマイナンバーカードの一体化手続き済みであることが条件
※運転免許証交付・更新の機会以外に一体化手続きをする場合手数料 1,500 円

【現行】

講習区分	金額
優良講習（対面）	3,000 円（更新 2,500 円＋講習 500 円）

※一般講習 800 円、違反・初回講習 1,350 円

【改正後】

1 免許保有方法ごとの手数料額

講習区分	免許保有方法	金額
優良講習 （対面）	免許証のみ	3,350 円（更新 2,850 円＋講習 500 円）
	マイナ免許証のみ	2,600 円（更新 2,100 円＋講習 500 円）
	免許証＋マイナ免許証	3,450 円（更新 2,950 円＋講習 500 円）

※法改正後の免許更新時に手数料不要でマイナー一体化手続き可能。

但し、その更新時においてオンライン講習は受講できない。

※一般講習 800 円、違反・初回講習 1,400 円

2 オンライン講習（優良・一般講習）について（違反者講習の場合はオンライン不可）

オンライン受講での講習手数料 優良・一般講習とも 200 円

例：免許更新前にマイナー一体化手続き→オンライン講習受講での免許更新費用合計

講習区分	免許保有方法	金額
優良講習 一般講習 （オンライン）	マイナ免許証のみ	3,800 円（更新 2,100 円＋講習 200 円＋一体化 1,500 円）
	免許証＋マイナ免許証	4,650 円（更新 2,950 円＋講習 200 円＋一体化 1,500 円）

3 改正後の更新手数料モデル（優良講習）

	最安値				最高値
金額	2,300 円	2,600 円	3,150 円	3,350 円	3,450 円
	〔更新 2,100 円〕 〔講習 200 円〕	〔更新 2,100 円〕 〔講習 500 円〕	〔更新 2,950 円〕 〔講習 200 円〕	〔更新 2,850 円〕 〔講習 500 円〕	〔更新 2,950 円〕 〔講習 500 円〕
保有方法	マイナ免許証	マイナ免許証	免許証＋マイナ免許証	免許証	免許証＋マイナ免許証
講習	オンライン	対面	オンライン	対面	対面

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

保管場所制度の概要

自動車の保管場所として道路が使用されないようにするために、自動車の保管場所の確保等に関する法律において、保管場所証明書や軽自動車の保管場所に係る届出（※１）、保管場所標章の表示義務（※２）等の制度が設けられている。

※１ 事業用自動車は対象外

※２ 保管場所標章の表示義務に罰則規定はなし



【保管場所標章制度創設の背景】

○ 駐車環境の深刻な悪化等を背景に、平成２年に保管場所標章制度を創設

【目的】

- ・ 保管場所標章を交付した警察署に対する照会により、保管場所の位置の簡便・迅速な調査が可能
- ・ 自動車の保管場所を外形的に第三者に明らかにすることで、自動車の保有者に保管場所の確保を動機付け、その継続的な履行を確保

○ 保管場所情報に係るデータベースの整備等により、上記の目的は、保管場所標章によらずに達成されている。

改正の内容

保管場所標章を廃止（保管場所制度自体は存続）

＜期待される効果＞

○ 自動車の所有者の負担軽減

電子申請の場合は、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能

標章交付手数料の廃止により経済的負担が軽減

○ 都道府県警察における保管場所関係業務に係る窓口業務の負担軽減